

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
平成29年度事業 点検・評価調書

4 -
-5

章	第4章 世界遺産登録に向けた来訪者の受入体制整備	取組項目	案内標識の設置
節	アクセスルートの整備・来訪者の誘導等		
事業(施策)名	5 案内標識等のルール確認、整備、充実(国・県道)	事業主体	佐渡地域振興局地域整備部
事業実施期間	H28～H34	関連団体	佐渡地域振興局企画振興部、佐渡市世界遺産推進課、佐渡市交通政策課、佐渡市観光振興課、佐渡市建設課
事業概要	<p>【事業目的】 来訪者の円滑な移動に向けて、案内表示の整備の充実を図る。</p> <p>【事業内容】 構成資産へ来訪者を適切に誘導するため、関係機関が連携しながら、国・県道の案内表示に関する整備方針の検討、基準の確認、占用協議等を行ったうえで、道路案内標識等の整備充実を図る。</p>		
⑳ 事業計画と実績	<p>【29年度計画】 標識の整備により誘導すべき対象施設(資産)とは何か検討する。 公開する資産へ誘導するための標識上の表記のルール案を策定する。</p> <p>【29年度実績】 関係団体との話し合いを通じて下記の方針を整理した。 案内標識の整備は、「世界遺産登録を目指す構成資産のうち公開する資産への広域誘導やガイダンス施設、サテライト施設、パーク＆ライドの拠点への誘導」を目的とすることとした。 世界遺産の構成資産でも限定公開、非公開のものへの標識による誘導は駐車スペースやアクセス性の問題から行わない。 標識上の表記のルールの確定には更なる意見調整が必要である。</p>		
課題・今後の取組	<p>【課題】 公開資産へ誘導するための表記のルール案を速やかに確定する必要がある。 県管理道路に設置されているルート案内標識(青看板)の表記の修正は県が行うが、新たに整備する観光案内看板をどのような枠組み(予算の負担、発注者)で行うか整理する必要がある。</p> <p>【今後の取組】 表記のルールが決定されしだい、予算状況に合わせて修正整備に着手する。</p>		
事業評価	<p>【事業の達成度】 { a ○ b ・ c }</p> <p>【事業実施の効果】 { a ○ b ・ c }</p> <p>【総合評価】 { A ○ B ・ C }</p> <p>複数年かかる検討及び整備となるが、関係者が集まって議論しながら、具体的な計画づくりに向け業務を進捗させている。</p>		

a: 進んでいる。高い。
b: 概ね順調。概ね適切。
c: 遅れている。低い。

A: 計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B: 概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C: 計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。